○経済産業省告示第百六十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年十一月六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行

うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴から⑽までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

１～６　（略）

７　⑴　（略）

⑵　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項

うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の⑴から⑸までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の⑴から⑽までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

１～６　（略）

７　⑴　（略）

⑵　次の表の一の項の第二欄に掲げる国を原産地とする動物、同表の二の項の第二欄に掲げる国を船積地域とする動物又は同表の三の項

の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げ

の第二欄に掲げる国を原産地及び船積地域とする動物若しくは植物であって、当該第二欄に掲げる国の項の第三欄に掲げる種に属するもの（クロトガリザメ、ヨゴレ、ヨシキリザメ、アカシュモクザメ、ヒラシュモクザメ、シロシュモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホホジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、ジンベイザメ、タツノオトシゴ属全種及びホロトゥリア・フスコギルヴァを除く。）並びにこれらの個体の一部及び派生物（ワシントン条約附属書Ⅱに掲げ

る種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに⑶及び⑷に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければな

る種に属する植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅱにより特定されるものに、同条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動物又は植物の個体の一部及び派生物にあっては附属書Ⅲにより特定されるものに限る。）のうち、当該第二欄に掲げる国の項の第四欄に掲げるもの（二の表の第2に基づき二号承認を受けるべきもの並びに⑶及び⑷に基づき経済産業大臣の確認を受けるべきものを除く。）を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければな

らない。

	一・二 （略）	三		
国	（略）	（略）	（削る）	
種	（略）	（略）	（削る）	
貨物	（略）	（略）	（削る）	

らない。

	一・二 （略）	三		
国	（略）	（略）	エジプト	
種	（略）	（略）	ワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種（ギリシャリクガメ、ナイルスッ	
貨物	（略）	（略）	動物並びにその個体の一部及び派生物	

ポン、エジプトトゲオアガマ、クジャクトゲオアガマ、ニシキトゲオアガマ、サバクトゲオアガマ、チチュウカイカメレオ

イスラ	（略）	
ワシントン	（略）	
（略）	（略）	

イスラ	（略）	
ワシントン	（略）	ン、アフリカカメレオン、ナイル、スナボア、ヤハズスナボア及びフェネックギツネに限る。）
（略）	（略）	

8　（略）

(3)～(10)　（略）

（略）	エル	（略）
（略）	条約附属書Ⅱに掲げるイスラエルが同種及び条約附属書Ⅲに掲げた種	（略）
（略）		（略）

8　（略）

(3)～(10)　（略）

（略）	エル	（略）
（略）	条約附属書Ⅱに掲げる種	（略）
（略）		（略）